草津町役場

# ふるさと納税の対象となる地方団体の指定について

草津町は、令和 8 年 9 月 25 日付の総務省通知により、「ふるさと納税の対象となる地方団体」として指定を受けました。
総務大臣の指定により、草津町へのふるさと納税は、これまでと同様に所得税と住民税の控除対象となります。
今後も草津温泉への応援をお願い申し上げます。

〇指定対象期間：令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日

担当：観光課　ふるさと納税係
TEL：0279-88-7188
FAX：0279-88-0002